

# 生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第12号（2017年12月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。  
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。  
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。



## 中間的就労についてご存知でしょうか？



**中間的就労**は、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する就労の形態で、将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労経験が少なかったり長期的就労のために、まずは、柔軟な働き方が必要な方に、本格的な就労に向けた準備の一環として「働く経験の場・実習の場」を提供するものです。多久市では、救護施設しみず園（西の原）が平成28年8月に佐賀県から生活困窮者就労訓練事業の認可を受け、取り組みを開始されています。当センターでは、「救護施設しみず園」や「ハローワーク佐賀」と連携して就労に向けた支援をしています。



### 対象者はどんな人？

働くことに自信を失ってしまった人、ひきこもりだった人、精神疾患を抱える人、生活リズムが崩れてしまった人など、すぐに一般企業等で働くことが難しい方を想定しています。

### 利用方法は？

多久市生活自立支援センターまたは、救護施設しみず園（電話：0952-75-6990）まで、お気軽にお問い合わせください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）  
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590  
【相談時間】平日 8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始  
北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）